

北海道図書館振興協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道図書館振興協議会あるいは道内の公共図書館及び公民館等図書室（以下「公共図書館等」という。）の振興に寄与し、その功績顕著な者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 道内の公共図書館等及び北海道図書館振興協議会事務局から推薦された者で、次の各号に該当するときは、理事会の決定を経て、これを表彰する。

- (1) 公共図書館等に勤務した期間が25年以上であった者
- (2) 公共図書館等に15年以上勤務し、他に異動または退職した者
- (3) 北海道図書館振興協議会賛助会員として15年以上在籍した者
- (4) 公共図書館協議会委員の期間が10年以上であった者
- (5) その他特に表彰することが適当と認められた者

(表彰の方法)

第3条 表彰の方法は、理事会で決定する。

(経費)

第4条 表彰に要する経費は、本会の会費をもってこれにあてる。

(委任)

第5条 この規定のほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成2年8月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年4月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年3月9日から施行する。

表彰規程運用規程

表彰規程第2条の運用は次による。

第5号関係

- (1) 役員として10年以上在任した者
- (2) 役員として6年以上在任し退任した者
ただし、旧北海道図書館協議会連合会役員から引き続き役員になった者については、在任期間を通算するものとする。

附 則

この運用規程は、平成6年4月22日から適用する。

附 則

この運用規程は、平成12年4月29日から適用する。